

指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則（案）

（目的）

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「特例法」という。）第二十五条の二の規定による児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教諭等の認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教諭等 石川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する公立学校に勤務する職員で、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び講師（条件附採用期間中の者、臨時的に任用された者及び非常勤の者を除く。）をいう。

二 指導が不適切である教諭等 精神疾患以外の理由で、知識、技術、指導方法その他教諭等として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であつて、直ちに分限処分等の対象とならないものをいう。

（指導が不適切である教諭等の認定の申請等）

第三条 県立学校の校長は、指導が不適切である教諭等に該当すると判断する教諭等があるときは、県教育委員会に対し、当該教諭等について、指導が不適切である教諭等の認定の申請を行わなければならない。

2 市町立学校の校長は、指導が不適切である教諭等に該当すると判断する教諭等があるときは、当該市町教育委員会に対し、当該教諭等について、指導が不適切である教諭等である旨の報告を行わなければならない。

3 前項の報告を受けた市町教育委員会は、当該教諭等が指導が不適切である教諭等に該当すると判断するときは、県教育委員会に対し、当該教諭等に係る指導が不適切である教諭等の認定の申請を行わなければならない。

4 第一項及び前項の申請を行う際には、当該教諭等に対し、指導が不適切である教諭等であると判断する理由を伝達しなければならない。

(事実の確認)

第四条 県教育委員会は、前条第一項又は第三項の規定による申請があつた場合には、次の方法により、事実を確認するものとする。

- 一 学校での指導の実態、児童等又は保護者等からの苦情等の記録
- 二 校長等への事情聴取
- 三 その他県教育委員会が適当と認める方法

(意見の聴取)

第五条 県教育委員会は、第三条の規定による申請に基づき、当該申請に係る教諭等を指導が不適切である教諭等として認定しようとするときは、当該教諭等及び第六条に規定する指導力審査委員の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、県教育委員会が特例法第二十五条の二第四項に定める認定をしようとする場合に準用する。

(指導力審査委員)

第六条 県教育委員会は、特例法第二十五条の二第五項に定める者の中から指導力審査委員を委嘱又は任命する。

2 指導力審査委員の定数は、十人以内とする。

3 指導力審査委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第七条 指導力審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、指導が不適切である教諭等の認定、指導力審査委員の委嘱又は任命に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。